

平成 30 年度 外国人技能実習機構事業計画

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 92 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度の事業計画を以下のとおり定める。

第 1 効率的な業務運営を推進するためにとるべき措置

1 効果的・効率的な業務運営体制の確立

機構の組織体制について、新たな技能実習制度において、業務を効果的・効率的に実施する観点から、以下のとおり整備することとする。

(1) 本部の総務部門は、本部における各部と緊密な連携を図りながら、本部並びに全国 13 か所の地方事務所及び同支所（以下「地方事務所等」という。）における業務の質及び量について引き続き検討を行い、必要な体制を確保するとともに、職員研修等の実施を通じ、機構に求められる業務を円滑に推進できる業務運営体制の更なる充実を図る。

(2) 本部の各部及び地方事務所等は、それぞれの情報の共有や柔軟な応援・支援体制を構築するなど、組織の縦割り化を回避し、機構組織の能力を最大限発揮し、より効率的な業務運営が図られるよう努める。

2 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化

一般管理費及び業務経費については、不要な支出の削減を図るため、職員に対し、研修等の機会を通じ、「コスト意識・ムダ排除」の意識を高めることにより、省資源、省エネルギー等に努め、冗費の削減を行う。

(2) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札によるものとし、以下の取組

により、契約の適正化を推進する。

- ① 一般競争入札以外による契約のうち特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。
- ② このほか、契約については、機構会計規程第7章に基づき、適切に実施するとともに、監事及び内部監査機関による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底したチェックを受ける。

(3) 情報システムの安定的な運用

情報システムの安定的な運用を確保し、円滑かつ効率的な業務の遂行を支援するとともに、蓄積された情報を、機構における施策に活用する。

3 事業の費用対効果

事業の実施費用を随時把握した上で、事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施方法の改善等につなげる。

第2 機構が質の高いサービスを提供するためにとるべき措置

1 共通事項

(1) 業務の計画的遂行及び進捗管理

技能実習制度の趣旨・目的に反して、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われることがないように、技能実習法で規定する技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に係る施策を確実に実施し、円滑な業務運営を図っていく。

このため、法務省入国管理局長及び厚生労働省人材開発統括官が定める業務取扱要領に従い、本部の各部が個々の業務を円滑かつ公平・中立的に進めていくとともに、年度を通じて何をいつまでに行うのかを明らかにした業務運営計画を作成し、これらに沿った業務遂行を行う。

また、業務の進捗状況を役員及び幹部職員が定期的に点検し、その結果を踏まえて業務改善を図る。

(2) 内部統制の推進体制の整備

機構の使命を有効かつ効率的に達成するため、理事長のリーダーシップの下、内部統制が有効に機能するよう、「運営基本理念」の浸透による統制環境の確保、リスク管理委員会を中心としたリスクの評価と対応、監査室によるモニタリング等の取組を実施する。特に、すべての職員についてそれぞれの職位・職務におけるコンプライアンスの徹底を図るため、自治体などの行政機関や地域の経済団体等と連携し、説明会やセミナー、講演会などの場を積極的かつ有効に活用する。また、職員研修・情報提供等の取組を行う。

(3) 情報提供及び広報の実施

技能実習制度についての正しい理解の周知・啓発を図るとともに、監理団体や実習実施者が制度をより適切に活用するための自主的な取組を促す必要があることから、関係情報を収集・整備し、これらの情報を容易に入手できるよう、ホームページ、パンフレット等により効果的に提供する。

また、機構における業務の内容、相談窓口の紹介、関連行事の情報等について、ホームページ等を通じて積極的に広報を行う。

(4) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

① 適正な情報管理

ア 職員に対する情報セキュリティ規程及び個人情報保護規程の周知徹底

イ 情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上、その他情報システムに係るリスクコントロールの適切な実施

ウ 情報漏えいを防止するための措置、及びシステムの維持・管理を委託する外部委託先における防止対策の実施

エ 機構が保有する個人情報の保護に関する点検活動の実施

② 情報漏えい等が生じた場合の対応

情報漏えい等が発生した場合は、本部総務部と直ちに連携し、事実関係の迅速な把握、被害の拡大防止、関係者への謝罪、原因究明と再発防止等の措置を早急に講じるものとする。

(5) 評議員会の設置及び意見の聴取等

機構の業務のうち技能実習法第 87 条第 1 号及びこれに附帯する業務を除くものについて、その円滑な運営を図るため、労働者代表、事業主代表

及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する方によって構成される評議員会を早期に開催し、意見の聴取等を行うとともに、それを業務の改善や充実に反映させる。

2 技能実習計画の認定に関する事項

技能実習計画は、一人ひとりの技能実習生が適正かつ効果的に技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）を行うとともに、技能実習生の保護を図るための要であることを十分認識し、下記の点を踏まえつつ認定業務を厳正に実施する。

(1) 適正かつ効果的な技能実習計画が策定されるための調査・指導

技能実習計画については、技能実習生ごと、かつ、技能実習の区分ごとに作成し、その目標、内容等が適切なものであるかどうか認定を行うこととした趣旨から、技能実習計画に盛り込まれる講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等について、技能実習の目標を確実に達成することができるものとなるよう、監理団体及び実習実施者を調査・指導する。その際、以下の点にも留意するよう促すこととする。

① 技能実習生の募集時における条件の明示

技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、母国語で作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習期間中の労働条件、第2号技能実習又は第3号技能実習への移行に当たり受検が必要となる技能検定又は技能実習評価試験及びこれまでの合格実績を明示すること。

特に、賃金の決定、計算等の方法、食費・居住費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等に関する条件の詳細についてあらかじめ明示すること。

② 適正な雇用契約の締結

実習実施者は、技能実習生との雇用契約を技能実習生の入国前に締結する必要があり、技能実習生が雇用契約の内容を十分理解できるようにするため、母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講じること。

特に、報酬については、日本人が従事する場合に支払われる報酬と同等額以上支払うとともに、第2号技能実習及び第3号技能実習の賃

金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行い、休日、休暇、宿泊施設等の待遇についても、日本人と不当に差別されることのないようにすること。

また、実習実施者又は監理団体が負担すべき費用を監理費等の名目で技能実習生の報酬から控除することはできず、食費、居住費等を報酬から控除する場合についても、労働関係法令に則った労使協定の締結が必要となること。

③ 技能実習を行わせる環境の整備

技能実習生については、適正に労働時間の管理を行う必要があり、技能実習の一環としてやむを得ず時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労使協定の締結、割増賃金の支払等の労働関係法令で定める手続に則って行うこと。

また、実習実施者は、安全衛生教育の実施、就業制限規定の遵守及び健康診断の実施等、その他労働安全衛生法に基づく必要な措置を講ずる必要があること。

さらに、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるよう、快適な住環境を確保するとともに、食生活、医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要があること。

④ 優良な実習実施者となるための要件

第3号技能実習や受入れ人数枠の拡大が適用される優良な実習実施者となるには、技能実習生に技能等を修得等させる能力が高く、かつ、法令遵守や技能実習生の保護にも手厚く配慮している場合に限られ、所要の要件を満たす必要があること。

⑤ 効果的な技能実習の実施

技能実習生に対して技能実習計画を説明し、実習の内容と修得等をすべき技能等との関係について理解を促しながら技能実習を行うこと。

⑥ 技能実習計画に沿った技能実習の実施

認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習が進んでいるかを常に確認しながら技能実習を行う必要があること。

⑦ 実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務の履行

実習実施者には認定を受けた技能実習計画に定める実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務があり、倒産等のやむを得ない場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合により、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることがあってはならないこと。

⑧ 修得等をした技能等の評価

実習実施者は、技能実習の第1号から第3号までのいずれの段階についても、技能実習生が当該段階において修得等をした技能等の評価を技能検定又は技能実習評価試験等により行うことで、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すること。

その際、受検費用については、実習実施者又は監理団体が負担する必要があること。

(2) 認定申請の適切な受理

申請の際のトラブルを防止するため、実習実施者に対して、申請書等の記入方法、審査に要する手続や期間、手数料等について、十分に事前説明を行うとともに、申請書の受理を行う場合には必要な書類等が揃っており、記載漏れ等がないか点検確認を行う。

(3) 適正かつ効率的な審査

効率的かつ公平・中立的に審査業務を実施できるよう、研修等を通じて審査担当者の業務能力の向上を図る。

3 実習実施者からの技能実習開始等に係る届出の受理に関する事項

実習実施者が技能実習を開始した場合及び技能実習を行うことが困難になった場合に、機構に届出を行うこととされており、以下の点を踏まえ、適切に業務を遂行する。

(1) 主務省令で定められた事項が記載されているか確認すること。

(2) 技能実習生が実習期間の途中で技能実習を中止して帰国せざるを得なくなった場合には、技能実習を行わせることが困難になった事由、その発生時期及び原因を精査し、技能実習生の意に反して帰国させられるものでないことを確認すること。

4 監理団体の許可に係る調査に関する事項

監理団体の許可申請の業務に当たっては、申請の際のトラブルを防止するため、監理団体になろうとする者に対して、申請書等の記入方法、審査に要する手続や期間、手数料等について、十分に事前説明を行うとともに、申請書の受理を行う場合には必要な書類等が揃っており、記載漏れ等がないか点検確認を行う。

また、監理団体の許可に係る調査業務を行う際には、下記の点を踏まえつつ、厳正に実施することとし、さらに効率的かつ公平・中立的に調査業務を実施できるよう、研修等を通じて担当者の業務能力の向上を図る。

- ① 監理団体は、営利を目的としない法人とされており、主務省令で定められた適正な種類及び額の監理費以外の金銭を実習実施者や送出機関等から受けることは認められないこと。
- ② 技能実習法第3条第2項は、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」と規定しており、実習実施者を監理する立場の監理団体自らが、労働力不足解消につながるなどと広告して実習実施者を募集する等の行為があってはならないこと。
- ③ 監理団体は、技能実習計画の作成の指導、その後の技能実習の実施の監理等を担うことから、取り扱う技能実習の職種及び作業について、日頃から研鑽を深め、技能実習生が修得等をする技能等について高い知見を有し続ける必要があること。
- ④ 第3号技能実習や受入れ人数枠の拡大が適用される一般監理事業の許可を得るためには、技能実習生に技能等を修得等させる能力が高く、かつ、法令遵守や技能実習生の保護にも手厚く配慮している場合に限られ、所要の要件を満たす必要があること。
- ⑤ 技能実習を制度趣旨に沿って適切に実施するためには、制度を理解し、技能実習に対する意欲を持った技能実習生を受け入れることが必要であり、監理団体は技能実習生の選抜方法、条件、受入れ方法等について、実習実施者及び送出機関と綿密に連携すること。
- ⑥ 定期的な監査に際しては、実習実施者の担当者からの聴取だけでなく、通訳を同行させて技能実習生から技能実習の進捗状況や技能実習

計画どおりに技能実習が行われているか確認すること。

5 監理団体及び実習実施者に対する指導監督

監理団体及び実習実施者に対して、技能実習法に定められた監査報告書、事業報告書、技能実習実施状況報告書等を確実に提出させるとともに、「全ての監理団体への実地検査を年1回実施、実習実施者への実地検査は3年間で全数を網羅」を基本とする年間検査方針に基づいて実地検査において指導監督を行い、法令違反等の事実の改善を図ることで、技能実習における技能等の適正な修得等、技能実習生が技能実習に専念できる環境等を整備する。

(1) 年間検査方針の策定等

機構本部においては、技能実習制度を取り巻く状況について情報収集に努め、全国的な課題を把握・整理した上で、実地検査の年間検査方針を策定する。地方事務所等においては、機構本部から示された実地検査方針等に基づいて、計画的かつ効率的な実地検査を実施するため、年間検査計画及び月間検査計画を作成する。

(2) 指導監督の実効性の確保

実地検査に当たっては、法務省入国管理局長及び厚生労働省人材開発統括官が定める業務取扱要領に則り、帳簿書類の点検、監理団体・実習実施者の役職員及び技能実習生からの意見聴取、技能実習の実施状況及び技能実習生の待遇の状況等を的確に把握し指導監督する。

(3) 実施体制の確保と担当職員の専門性の確保

指導監督業務を的確に実施できるよう、新たに着任又は採用した職員に対して、OJT研修を実施し、必要な業務能力を備えた職員を育成する。

6 技能実習生の保護

現在、我が国には、20以上の国や地域から約25万人が来日し、技能実習を受けている。機構は、新たな技能実習制度の下で、主務大臣と相まって技能実習生の保護を担う主体として位置付けられたことを踏まえ、法務省及び厚生労働省と連携し、以下の措置に取り組んでいく。

(1) 技能実習生からの通報・申告及び相談対応

実習実施者又は監理団体に法令違反等があった場合、技能実習生が当

該事実を技能実習生が母国語で通報・申告又は相談することができるよう、通訳人の確保等をした上で対応する。

(2) 技能実習継続のための支援

技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う。

その際、技能実習制度の趣旨・目的を踏まえ、技能実習生が実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認められる場合には、技能実習生からの相談に丁寧に応じるとともに、他の実習実施者又は監理団体の下で技能実習を行えるように調整する等の実習先変更支援を行う。

さらに、監理団体や実習実施者が用意した宿泊施設を活用できない特別な事情がある場合には、新たな宿泊施設が見つかるまでの間、機構が宿泊施設を確保・提供する。

(3) 第3号技能実習への移行希望者への支援

第2号技能実習から第3号技能実習に移行する段階では、技能実習生が第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができることから、技能実習生からの希望に応じ、第3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を自由に閲覧できるようにする。

(4) 技能実習生手帳の作成・配布

技能実習生に対し、技能実習関連法令や通報・申告及び相談窓口、その他日常生活を送る上で知っておくべき知識等を母国語で理解できるようにした技能実習生手帳を作成し、技能実習生が技能実習を受けるに当たり入国時に着実に入手できるようにする。

また、技能実習生手帳が、技能実習生にとってより充実したものとなるよう、毎年度、その内容について検討を行い、必要に応じて改訂等を行う。

7 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大

第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の追加を希望する業種団体等に対し、業所管省庁の同意、送出国におけるニーズの存在及び技能検定又は技能実習評価試験の構築等の必要要件を説明するとともに、職種・

作業の追加に向けた具体的な作業について、法務省及び厚生労働省、関係機関と連携して指導・助言する。

8 技能検定試験等の受検のための手続の支援

技能実習生の技能検定試験等の受検について、監理団体から該当する試験実施機関への申込みに当たって、その受検の時期や職種等の情報を事前に伝達する等の支援を実施し、技能実習生が適切な時期に確実に技能検定試験等を受検できるようにする。

9 労働安全衛生に係る指導・啓発ツール等の活用

技能実習生が安全に安心して技能実習ができるよう、実地検査を確実に実施するとともに、全国の主要都市で安全衛生セミナーを開催する。また、技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による不十分な意思疎通によるストレスやメンタルヘルス上の問題など、日本人労働者と異なる特殊な事情を有していることから、技能実習生に特有の状況を踏まえた労働安全衛生に係る指導・啓発が適切に実施できるよう、これまでに厚生労働省等が作成している業種・職種別の安全衛生マニュアル等のツールやノウハウをあらゆる機会において積極的かつ有効に活用する。

10 技能実習に関する調査及び分析

帰国した技能実習生等について、帰国後の就職状況、給与の変化、日本で修得等した技術、技能及び知識の活用状況等を調査・分析し、技能実習生の帰国後の実態を明らかにするとともに、機構が行う各種業務について、統計や事例集等を作成する。また、調査結果については、監理団体や実習実施者への啓発等に活用するとともに、ホームページ等において公表することとする。

11 地域協議会等を通じた関係機関との連携

機構は、業務遂行の各過程において、本部においては、法務省、厚生労働省及び関係行政機関等と、また、地方事務所等においては、地域協議会への出席等を通じ、各地域の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の第一線機関や地方公共団体等と、技能実習制度の適正化に向けた密接な連携の確保及び強化を図る。